

1. 議会改革推進特別委員会の設置目的

今日の地方議会は、平成12年の地方分権一括法施行により、その果たす役割は大きく広がり、様々な議会改革に取り組むことで、市政をより良い方向に導いていくことが求められている。

遠野市議会においても、更なる議会機能強化を図るため、平成23年2月に議会改革検討委員会を設置し、議会改革に取り組む方向性等について協議し、同年9月に議会改革特別委員会を設置、平成24年6月には遠野市議会の最高規範である「遠野市議会基本条例」を制定した。

以降、議員定数報酬調査検討特別委員会の設置、市民と議会との懇談会、条例や規則の改正等議会改革を推進してきたが、議会基本条例制定から4年を経過し、今一度改革すべき事項を整理し、目標を明確にして議会改革を更に推進するため、議会改革推進特別委員会を設置した。

2. 委員の定数 8名（委員以外の議員も随時会議に出席できる。ただし傍聴のみ）

委員長 荒川 栄悦 副委員長 浅沼 幸雄 委員 小林 立栄
委員 菊池 美也 委員 萩野 幸弘 委員 菊池 由紀夫
委員 佐々木 大三郎 委員 細川 幸男

3. 設置の期限等

平成28年6月17日から平成30年6月30日までとし、閉会中も調査等を実施する。

4. 議会改革推進特別委員会（以下「委員会」と表記する。）開催状況

回	開催日及び会議名	協議内容
1	平成28年6月17日（金） 第1回議会改革推進特別委員会	・正副委員長の互選：荒川栄悦委員長、浅沼幸雄副委員長を選出。
2	平成28年6月24日（金） 第2回議会改革推進特別委員会	・議会運営委員会との棲み分けを確認 ・議会改革の課題の確認について ・委員会の開催時期及び回数について ・委員会報告の時期の確認について
3	平成28年7月4日（月） 第3回議会改革推進特別委員会	・議会改革推進特別委員会の設置及び運営について ・議会改革に係る課題の整理
4	平成28年7月13日（水） 第4回議会改革推進特別委員会	・議場におけるタブレット端末の導入について ・議員による条例の提案、議案の修正等の手法
5	平成28年8月3日（水） 第5回議会改革推進特別委員会	（経営企画部長、総務課長、ICT担当課長同席） ・新議場にタブレット端末を導入することの見通し ・修正案を提出する事例の研究

6	平成 28 年 8 月 24 日 (水) 第 6 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議場におけるタブレット端末の導入に係る課題、議会としての方向付けの整理 ・議員による議案の修正案の審議のシミュレーション
7	平成 28 年 9 月 15 日 (木) 議員全員協議会 (定例会最終日)	<ul style="list-style-type: none"> 委員会で協議し、一定の結論を得た事項を提案 ・議場におけるタブレット端末の導入を進めることを前提に、外部講師を招いた研修会を実施する ・議案に対する修正案の提出の手法について提起 ・議員発議による条例について提起
8	平成 28 年 9 月 26 日 (月) 第 7 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会における I C T 機器の導入に係る研修会開催 ・早大マニフェスト研究所の議会サポート制度 ・定例会の会期についての検討、通年議会の意義 ・予算・決算委員会から議長を除外することの意義
9	平成 28 年 10 月 12 日 (水) 第 8 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会日程のあり方について ・議員間討議のあり方について ・議会改革研修会について
10	平成 28 年 11 月 4 日 (金) 第 9 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会日程の修正案について ・議員間討議の設け方について
11	平成 28 年 11 月 25 日 (金) 議場中継システム説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の議場に設置される議場中継システム等の機能説明、議会からの質疑に応答 ・更に詳細を検討すべき事項の確認
12	平成 28 年 12 月 1 日 (木) 遠野市議会議員研修会	<p>講師：青森中央学院大学佐藤淳准教授</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革の第 2 ステージに向けた取り組み ・議会の I C T 導入に選択の余地はない。 ・議会基本条例の実現が市民福祉の向上となる。
13	平成 28 年 12 月 9 日 (金) 議員全員協議会 (定例会最終日)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会日程の改正案について ・佐藤淳准教授への議会アドバイザーの委嘱 ・政務活動費、タブレット導入、市民ワークショップなどへの意見集約
14	平成 28 年 12 月 14 日 (水) 第 10 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の達成度検証について ・議会システムとタブレット端末導入に向けた検討 ・子ども議会や高校生ワークショップの検討
15	平成 29 年 1 月 19 日 (木) 第 11 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例のチェックリストによる検証 ・議会改革行動計画の検討 ・タブレット端末に関する研修会について
16	平成 29 年 2 月 1 日 (水) I C T 推進セミナー	<p>講師：東京インタープレイ (株) 金焜寿氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S i d e B o o k s の機能の紹介 ・会議の場における活用、情報共有など

17	平成 29 年 2 月 1 日 (水) 第 12 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革行動計画の確認 ・議会における I C T 化の推進について ・議会運営委員会に申し入れる事項について
18	平成 29 年 2 月 14 日 (火) 第 13 回議会改革推進特別委員会	<p>(総務部長、総務課長、まちづくり再生担当部長同席)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会における I C T 技術の導入について ・市議会政治倫理条例 (仮称) について
19	平成 29 年 3 月 16 日 (木) 第 14 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・会期日程の変更と議員間討議について ・市議会政治倫理条例 (仮称) について ・議会基本条例の見直しについて
20	平成 29 年 4 月 6 日 (木) 市議会ファシリテーター研修	<p>講師：青森中央学院大学佐藤淳准教授</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワールドカフェ方式のワークショップを研修 (議員の他に市職員約 10 名が参加)
21	平成 29 年 7 月 19 日 (水) 第 15 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野市議会議員間討議実施要綱の案及び議員間討議マニュアルの確認 ・遠野市議会政治倫理規則の案の検討 ・遠野市議会基本条例の改正案の検討 ・傍聴規則の改正案の確認
22	平成 29 年 8 月 23 日 (水) 第 16 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野市議会例規等の改正内容の確認 ・議会改革行動計画の今後の進め方 ・遠野市議会議員研修会の開催について
23	平成 29 年 10 月 6 日 (金) 議員と職員の研修会	<p>講師：青森中央学院大学佐藤淳准教授</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ「市民の声を市政に反映させるには」 (市職員約 20 名が参加)
24	平成 29 年 11 月 17 日 (金) 早稲田大学マニフェスト研究所 合同視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革度調査を基に、改革の進捗状況を聴講 ・個別テーマとして「I C T と議会」を研修 (議員有志 12 名が参加)
25	平成 29 年 11 月 21 日 (火) 第 17 回議会改革推進特別委員会	<p>同日の全員協議会后に定数・報酬のアンケートを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数及び議員報酬の検討について ・I C T の導入に向けた手順について ・現行の I C T 活用の運用ルールについて
26	平成 29 年 12 月 8 日 (金) 議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・7 項目の取り組みについて委員長から中間報告 ・議員定数及び議員報酬額について多くの議員から意見を聴取。委員会においてさらに検討を加えることを確認。
27	平成 30 年 1 月 11 日 (木) 第 18 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数及び議員報酬の検討について ・委員会の最終報告に向けて ・当局に対する I C T 活用に向けた申し入れ

28	平成 30 年 1 月 31 日 (水) 第 19 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の議員定数及び議員報酬額の検討結果の確認 ・ICT活用の推進に係る申し入れの結果について ・検討課題の取り組み経過と今後の日程の確認
29	平成 30 年 2 月 13 日 (火) 議員全員協議会	委員長から中間報告 <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数及び議員報酬の結果の協議 (報告書案) ・本会議における委員長報告は見送り ・議会における ICT活用の推進に係る申し入れ書の内容を確認
30	平成 30 年 2 月 20 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長あてに申し入れ書を提出
31	平成 30 年 4 月 17 日 (火) 第 20 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会報告書文案、報告書の構成を検討 ・推進する組織の常任委員会化を次回検討
32	平成 30 年 5 月 8 日 (火) 第 21 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会報告書文案の検討 ・議会改革に取り組む組織のあり方について協議 ・同日付の総務企画部長名の回答を報告、(仮称) ICT活用検討会議の設置について議会運営委員会に諮る
33	平成 30 年 5 月 17 日 (木) 第 22 回議会改革推進特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会報告書文案の検討、全協報告を確認 ・委員会条例を改正し、議会改革推進委員会設置を提案

5. 議会改革のために取り組んだ事項

議会基本条例に規定する議会、議員としての行動指針を具体化し、今日的な議会への要請に対応して市民の負託に応える議会、議員としての活動の活性化を図るため、本委員会の設置期間である平成 30 年 6 月までの間に取り組むべき事項を選定した。

No.	取り組み事項	内 容	取り組みの根拠となる議会基本条例
1	ICTを活用した議会の充実	平成 29 年度に新庁舎が完成することから、新議場でタブレット端末を導入した議会運営を目指す。	第 3 条、第 6 条、第 20 条
2	定例会の会期の見直し	会期日程の中で、議案の調査研究をする機会を確保し、議論の深化を目指した見直しを図る。	第 10 条、第 13 条、第 14 条
3	市民との懇談の場の見直し	対面して一問一答の方式を改め、より多く市民の意見を聞く機会とする見直しを図る。	第 4 条、第 7 条、第 11 条
4	議会基本条例の見直し	政治倫理に関する規定、議会改革の推進・検証の位置づけ、ICT活用の明記を検討する。	第 3 条、第 22 条

5	常任委員会の活動強化	議案の調査権を充実させる機会を設け、より進化した議論の中から、政策提言のできる委員会を目指す。	第6条、第11条、第14条
6	議会図書室の充実	政策立案、提言に結び付けるため、資料等の充実を図る。	第21条
7	議員定数、議員報酬額の検討	現状の市政課題、議会の果たすべき役割を考慮し、必要な見直しについて検討する。	第19条

6. 課題ごとの取り組み内容と結果

<p>① ICTを活用した議会活動の充実</p> <p>第3条 「議会の議論の深化、見える化で活性化」</p> <p>第6条 「市民への情報発信」</p> <p>第20条 「事務の軽減で議会事務局の充実」</p> <p>【取り組み内容】</p> <p>社会全般においてICT技術が活用され、業務の効率化、情報伝達の加速化がなされており、議会においてもICT技術を活用し議会活動の充実を図ることは、避けて通れない。</p> <p>比較的操作が容易で、どこでも文書や資料を閲覧、活用できるツールとしてのタブレット端末の導入、当局と共通して運用するペーパーレス会議システムの導入を手段とし、ICT技術の活用を図るものとする。このことにより、より具体的な数字や内容を速やかに議論の場に提供し、議会の議論の深化、見える化が図られ（基本条例第3条）、新議場においてディスプレイを活用することと併せ、市民への情報発信がより具体的に図られる（同第6条）。また、会議における紙の議案書や資料、通知文書、報告書等を減らすことは、職員の業務量の削減にも効果が期待される（同第20条）。</p> <p>また、平成29年9月定例会から供用を予定している新議場においては、新たな中継システムや議場内設備とも連動し、これらの機器の導入が図られるよう当局の関係部署と協議し、これを推進する。</p> <p>【取り組み結果】</p> <p>最優先課題として多くの協議を重ね、研修や当局との協議の場も設けたが、新議場の供用開始までに会議システムの導入には至らなかった。</p> <p>正副委員長と当局担当者との意見交換を経て、議会全体での申し入れ内容の確認のもと、平成30年2月20日付で総務部長あての「遠野市議会におけるICT活用の推進に係る申し入れ書」を提出し、回答を求めた。これに対して、5月8日付で回答書が提出され、「(仮称)議会におけるICT活用検討会議」の設置が提案された。</p> <p>将来的な必要性や有効性を認めつつも、明確な導入時期や活用方法についての共通認識に至らなかったが、当局から協議する場を設置する方針が示され、委員会としてこれを一步前進と捉え、検討会議の設置について、議会運営委員会へ検討を要請した。</p>
--

②定例会の会期の見直し

第10条「論点、争点の明確化」

第13条「議員間討議の充実」

第14条「委員会活動の活性化」

【取り組み内容】

議会本会議では、市の計画や政策等の立案や執行の論点、争点を明確にし、政策評価に役立つ審議を図り（基本条例第10条）、議会としての合意形成に向けた議員間の議論を尽くし（同第13条）、委員会活動においても積極的な政策立案や政策提言、市民にわかりやすい議論に努める（同第14条）ことが重要であり、十分な時間を確保し議論を尽くすための会期の見直しに取り組む。

- 1) 会期中に各常任委員会による議案等の調査の時間を設け、論点整理を図る。
- 2) 調査の過程において、必要に応じて公聴会、参考人制度を活用して、広く市民の声を聞き取る。
- 3) 必要に応じて議員全員による論点整理、共通理解を図る。
- 4) 予算等審査及び決算特別委員会においては、随時に議員間討議を行い、議会としての結論を得るよう努める。議員間討議実施要綱を定める。

【取り組みの結果】

平成29年12月定例会より、各常任委員会による議案等の調査、各委員会調査において明らかになった議案の疑問点、意見の分かれる論点について議員全員による論点整理、共通理解を図る時間を設ける見直しをおこなった。

また、議会としての合意形成に向け議員間の議論を尽くし、採決に至った経過を明らかにするために、遠野市議会議員間討議実施要綱を定め、平成29年11月1日より施行した。

③市民との懇談の場の見直し

第4条「市民の意見要望の把握」

第7条「市民と議員が自由に情報、意見を交換するための懇談の場」

第11条「条例提案、議案修正、政策提案に結び付ける」

【取り組み内容】

市民に対する情報開示、見える化を更に進めるため、議会活動を市民に評価してもらう場、市民モニター制度の導入、懇談会の日中開催、特定団体や中学生・高校生との懇談会の開催などについて検討する。

議員と市民が自由に情報や意見を交換する懇談の場を設け（基本条例第7条）、幅広い市民からの意見、要望を把握し（同第4条）、市への政策提案のもととなる課題を明らかにする（同第11条）ことを目的に、これまで市内の各地区で市民と議会との懇談会を開催してきたが、より多く幅広い市民の声を受け止めるため、開催方法の見直しを図る。

【取り組み結果】

平成29年度より、市民と議会との懇談会の内容を従来の対面式を望む会場を除き、ワークショップの一つであるワールドカフェ方式を導入して開催している。議員によるファシリテーター役の習熟の為の研修会や、市民の声を市政に反映させる広聴広報のあり方についての市職員とのワールドカフェを開催し、議会としてこれまで以上に幅広く市民の声を受け止めるため、市民モニターや市民アンケートの導入が検討された。

④議会基本条例の見直し

第3条「公正性や透明性を確保する」（政治倫理に関するルールづくり）

第22条「議会改革の継続的な取り組みと検証」

I C Tの活用の明記、傍聴規則の見直し

【取り組み内容】

議会基本条例制定から5年が経過した。議会基本条例に定め意図するところを具体的に推進するため、以下の点について必要な見直しを図る。

- (1) 議会における公正性（基本条例第3条）を確保する規範として、政治倫理条例の制定を検討。
- (2) 議会改革の継続的な取り組み（同第22条）を具体的に推進するための組織を位置づけ、年1回は基本条例の取り組み状況を検証し公表することを規定。
- (3) 議会の議論の活性化と効率化のためのI C T技術の活用を規定する条文を加えるなど、必要な見直しを進める。
- (4) 議会を傍聴する際に、障害者差別解消法による合理的な配慮を規定するなど、傍聴規則の必要な見直しを進める。

【取り組み結果】

- (1) 政治倫理については、条例ではなく規則に置き換えて設けるよう検討をし、基本条例第3条の議員の基本原則の規定で事足りると判断した。
- (2) 議会改革の継続的な取り組みを具体的に推進するための組織の位置づけるため、委員会条例を見直し、新たに「議会改革推進委員会」を設ける事を提案し、議会運営委員会に検討を求める。検証し公表する役割は引き続き議会運営委員会とする。
- (3) I C T技術の活用を着実に推進することは、運用で十分可能だと判断した。
- (4) 傍聴規則の改正については、合理的な配慮を必要とする者への対応についての条文を追加し、平成29年9月定例会から適用している。

⑤常任委員会の活動強化

第6条「公聴会、参考人制度の活用」

第11条「条例提案、議案修正、政策提案に結び付ける」

第14条「審査、調査の充実」「資料等の積極的公開」

【取り組み内容】

議案等に関する審査や調査の充実と資料等の積極的公開に努め、（基本条例第14条）これらの審査を通して、条例提案、議案修正、政策提案に結び付ける（同第11条）ための具体的手法を検討する。また、必要に応じて公聴会、参考人制度を活用し、市民等からの意見を政策形成に反映させる（同第6条）。

【取り組み結果】

議案等に関する調査の充実と資料等の積極的公開に取り組めるよう、平成29年12月定例会から会期を見直し、常任委員会の活動を強化した。また条例の提案、議案の修正の具体的手法について検討した。

今後、必要に応じて条例提案、議案修正、政策提案に取り組み、公聴会や参考人制度を常任委員会活動に活用していく。

⑥議会図書室の充実

第 21 条「政策立案、提言につなげる」「資料の充実に努める」

【取り組み内容】

議会図書室は、地方自治法第 100 条第 19 項により必置義務のある施設であり、議員の調査研究に資するものである。新庁舎の整備に伴い、新たに設けられる議会図書室の資料の充実に努め、もって議員の政策形成、立案能力の向上を図る（基本条例第 21 条）。

【取り組み結果】

新庁舎整備の中で、個室化した図書室ではなく、議員控室と一体化した図書室として整備した。議会開会中であっても利用し易く、日常的に議員活動で活用している。蔵書の充実などは今後の課題であるが、より多くの議員による活用が期待される。

⑦議員定数、議員報酬の検討

第 19 条「現状と課題、議会の役割を考慮する」「改正理由の明確化」

【取り組み内容】

市議会議員に立候補する人材の不足が懸念される中、市民の負託に応える議会及び議員の活動をより魅力化するため、議員定数、議員報酬を検討する。

議員定数及び議員報酬を改正する場合は、市政の現状及び課題、議会の役割を考慮し、改正の理由を明確に示すものとする（基本条例第 19 条）。

現状の議員定数と議員報酬が適正か判断する基準の策定を検討し、それに基づいた改正案をまとめる。そのための議員からの意見聴取を実施し、判断基準等に反映させる。

【取り組み結果】

議員アンケートをもとに議論を行った結果、議員報酬の額について引き上げるべきとする認識は大方で一致した。しかし、議員定数を現状のままとした場合、議会費総体を大幅に増額することとなり、現状の市の財政状況を鑑み、現実的ではないという意見も出された。

議会内で十分に議論し、市民の声も聞き取り、議会全体の共通認識を図る必要があり、結論を導き出すには至らず、現在の定数、報酬を維持することとした。

7. 今後引き継ぐ課題

1) ICTの活用の推進

当局との協働で今後の協議の場を設置するに至った。議会、当局双方にメリットのあるものにしていく必要があり、継続した取り組みが求められる。

2) 基本条例をはじめとした例規の必要な見直し

時代の変化とともに議会に求められる役割も変化しており、これまで検討されてきた事項に加え、通年議会、議会構成のあり方、議会BCP（業務継続計画）の必要性など、議会内で課題を共有し、適切に対応して必要な見直しを図る。

3) 常任委員会活動の更なる強化

定例会における常任委員会調査を設け、予算等審査及び決算特別委員会での議論をより深化させるよう努めているが、更にこれを強化するために、必要に応じて公聴会や参考人制度を取り入れるなどをして、具体的政策提言、必要な議案修正を追求する。

4) 議員定数及び議員報酬額の検討

遠野市の現状として人口減少が避けられない中で、議会の果たすべき役割が達せられる前提で、議員定数及び議員報酬額がどうあるべきか、継続して検討する。

8. 議会改革推進特別委員会最終報告

平成 28 年 6 月に議会改革推進特別委員会を設置し、これまでに 22 回の委員会、ICT 推進セミナーの受講、早稲田大学マニフェスト研究所への視察研修、青森中央学院大学の佐藤淳准教授を講師に招いての研修会、職員を巻き込んだワールドカフェなどを実施し、議会改革の推進に取り組んできた。

遠野市議会基本条例の前文に、「二元代表制の下で遠野市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割は確実に増してきており、議会は、市長との間に緊張感を持ちながら、監視機関としての役割を果たすとともに、論点及び争点を明確にし、市民にとって最良の選択と意思決定をしなければならない。そのためにも、議会は、積極的な情報公開をしながら、多くの市民の声をくみ取り、議員間の自由な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。（一部抜粋）」とある。

これまで本委員会で検討し取り組んできた事項は、議会基本条例に規定する議会と議員の行動指針を具体化するための基本的な手順や方法である。これらの実行により、実際に市民の役に立つ情報を発信し、市民への説明責任が果たされ、遠野市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することが議会改革の目的である。

議会改革は議会全体の責務であり、まずは議員個人の研鑽による議員力の向上が図られ、それに伴って議会全体の課題が共有され、議会改革への意志を統一し、もって議会力が向上することが、今後の議会改革推進の重要な点である。市民に開かれた議会の実現のために、持続可能な議会改革の取り組みが推進されるよう期待を述べ、最終報告とする。

議会改革推進特別委員会委員長 荒川 栄悦